

私学事業団 共済定期保険事業の概要

動画にて
共済定期保険事業を
ご案内しています



私学共済ホームページ内に専用ページが開設されています！

<https://www.pmac.shigaku.go.jp/>

共済定期保険

検索



特長 1

加入者の福利厚生制度

私学共済の加入者の自助努力による保障づくりを家族を含めてサポートします。
私学共済の加入者を対象に運営しますので、6万人を超える加入者(令和7年4月1日時点)のスケールメリットを活かした手頃な保険料で加入できます。(1年更新の団体保険)

特長 2

配当金が還付

1年ごとに収支計算を行い、剰余金があれば配当金として還付される仕組みです。(家族年金コース、医療保障コース、学校加入コースのみ)

特長 3

手続きが簡単

簡単な告知内容の確認により加入申込ができます。
毎年加入内容を確認でき、保障の見直しもできます。

特長 4

変更あり

最長80歳まで継続可能

令和8年度より最長80歳まで継続可能となります。
(退職後継続者も同様です。なお、令和7年度より退職時の年齢に関係なく退職後の継続が可能となっています。)
ただし、退職時に継続して1年以上共済定期保険事業に加入(保険料を2回以上振替)していることが必要です。

新規・変更の受付について

	募集期間	加入日	対象コース
前期募集	6月	10月1日	家族年金コース 医療保障コース 医療費支援コース 学校加入コース ◎新規加入のみ
後期募集	11月	翌年 4月1日	全てのコース ◎新規加入・変更・脱退

個人加入コース

各コースに加入するには本人が家族(家族の方は本人が加入しているコースのみのお取扱いと

年金コースに加入することが条件です。
なり、本人の口数・金額を超えてのお申し込みはできません。)

学校加入コース

コース	家族年金コース (こども特約付年金払特約付団体定期保険)	医療保障コース (家族特約付医療保障保険(団体型))	医療費支援コース (医療保険)	3大疾病保障コース(注4) (7大疾病保障特約付がん・上皮内新生物保障特約付リビング・ニーズ特約付代理請求特約[Y]付集団無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))	長期休業補償コース (精神障害補償特約付団体 長期障害所得補償保険)	学校加入コース (こども特約付年金払特約付団体定期保険)
保障内容・ 支払対象	死亡または所定の高度障害状態となった場合、一時金または年金形式で支払います。 (年金形式の場合は公的遺族年金等を補完します。) ※配偶者、こどもは一時金での受取りです。 [死亡・高度障害保険金(年金原資)] 300万円～3,000万円(本人) ※71～75歳:300万円・500万円 76～80歳:300万円 300万円・500万円(配偶者) 300万円(こども)  死亡 (一時金または年金形式)  高度障害 (一時金または年金形式)	病気やケガで継続して5日以上入院した場合、5日目から入院給付金を支払います。(1入院120日限度) [入院給付金日額] 3,000円～8,000円(本人) 3,000円・4,000円・5,000円(配偶者) 3,000円・4,000円・5,000円(こども)  入院 (継続して5日以上)  死亡	病気やケガで入院した場合、初期費用として3万円を支払います。また、入院支援として1月につき2万円(最大13月)を支払います。 さらに所定の手術を受けた場合、手術保険金(5・10・20万円)を支払います。 女性疾病による入院・手術をした場合、入院保険金・手術保険金を支払います。  入院 初期費用  手術  入院支援 (1日以上)  女性疾病 (入院・手術)	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中で、 所定の手術を受けられたとき 300万円を支払います。 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。 (※)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。  悪性新生物 (がん)  急性心筋梗塞  脳卒中  死亡  高度障害 特約 7大疾病保障  悪性新生物 (がん)  急性心筋梗塞 (急性心筋梗塞)  脳卒中  糖尿病  高血圧性疾患 (高血圧性疾患)  慢性腎不全 または肝硬変  腎臓病  肝臓病  慢性腎不全 または肝硬変  脳卒中 上皮内新生物保障  上皮内新生物  悪性新生物 (がん) 悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定された場合に、保険金をお支払いいたします。	病気やケガにより所定の就業障害が60日(免責期間)を超えて継続した場合に、61日目から月額最高10万円を支払います。 (最長60歳まで) ※55歳～59歳の方は3年、所定の精神障害による就業障害は24か月が限度  長期休業	死亡または所定の高度障害状態となった場合、一時金を支払います。 (加入者の弔慰金・死亡退職金等として保険金をご遺族に支払われます。) [死亡・高度障害保険金] 10万円～300万円  死亡  高度障害
加入範囲 (注1)	70歳までの本人・配偶者 (継続加入は80歳までです。) 3歳～22歳までのこども	69歳までの本人・配偶者 0歳～22歳までのこども	70歳までの本人・配偶者 (継続加入は79歳までです。) 0歳～22歳までのこども	65歳までの本人・配偶者 (継続加入は79歳までです。)	59歳までの本人	70歳までの本人
保険料		保険料は「家族年金コース」「医療保障コース」「医療費支援コース」登録の口座から年2回(3月22日・9月22日)自動振り替えとなります。			「3大疾病保障コース」は新半年払です。	家族年金コースと同様です。 ※保険料は学校法人等が負担します。
継続加入	一旦加入すると、次年度以降同額以下で継続の場合は告知不要です。	一旦加入すると、次年度以降同額以下で継続の場合は告知不要です。	一旦加入すると、次年度以降同型で継続の場合は告知不要です。	一旦加入すると、次年度以降は告知不要です。保険金が支払われた場合は脱退となります。	一旦加入すると、次年度以降は告知不要です。退職時は脱退となります。 (任意継続加入者も継続できません。)	一旦加入すると、次年度以降は告知不要です。退職時は脱退となります。 (任意継続加入者も継続できません。)
退職後の取扱(注2)	退職後も同額以下で継続可能です。 (加入保険金額の上限 71～75歳:500万円 76～80歳:300万円)	退職後も同額以下で継続可能です。	退職後も同型以下で継続可能です。	退職後も継続可能です。	退職時に脱退となります。 脱退後の取扱はありません。	退職時に脱退となります。 脱退後の取扱はありません。
継続期間満了後 (注3)	—	「医療保障コース移行加入プラン」に加入できます。	—	—	—	—

(注1) 加入範囲に記載の年齢は保険年齢です。ただし、「長期休業補償コース」のみ満年齢です。加入範囲の加入最低年齢については、パンフレットを確認してください。
(注2) 退職時に継続して、1年以上共済定期保険事業に加入(保険料は2回以上振替)していることが必要となります。

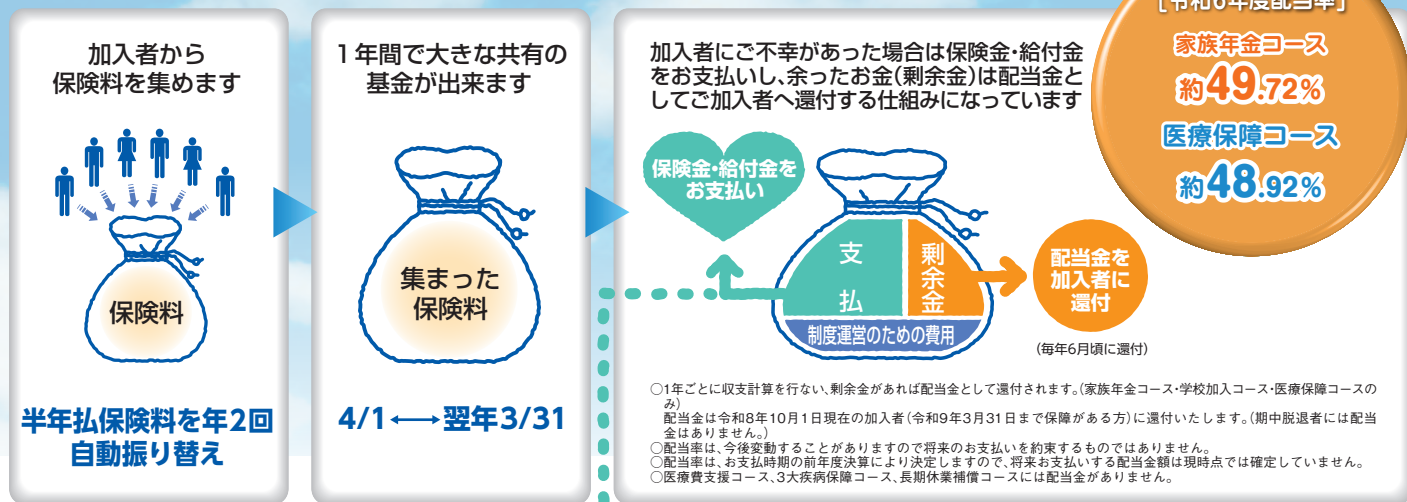
(注3) 継続期間満了後の取扱いについて
ご加入にあたっては、別途手続きが必要です(自動継続ではありません)。加入資格のある方に対してご案内をいたします(脱退2か月前ごろ)。詳細はパンフレットをご覧ください。記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。
(注4) 7大疾病保障金、がん・上皮内新生物保障金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
・7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保障金、がん・上皮内新生物保障金がお支払された場合に消滅します。
・特定疾病保障金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

お問い合わせ先  **0120-716-267** (平日9:00～17:15)
 日本私立学校振興・共済事業団 共済事業本部 貯金・貸付課貯金係 **03-3813-5321** (代)

家族年金コース 医療保障コース 学校加入コース

配当金還付のしくみ

配当金の還付により、実質的な負担は軽減されます。



参考

共済定期保険事業のお支払実績(件数)

	令和 元年度以前	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	合 計
家族年金コース 学校加入コース	計 3,154 件	80 件	74 件	103 件	108 件	91 件	3,610件
医療保障コース	計 34,540 件	1,128 件	1,372 件	5,331 件	1,295 件	1,106 件	44,772件

共済定期保険事業は
みなさまのお役に
たっています。

当事業では平成5年の
発足以来左記の通り
お支払を行なっており
ます。

実際の保険料イメージ

- 保険料は年2回の半年払いで6ヵ月分です。
- 25歳・35歳での保険料は下記のとおりです。(令和8年4月1日現在の年齢です。)

おすすめの加入例

- ①家族年金コース C型(1,000万円)
[死亡・高度障害保険金(年金原資)1,000万円]
- ②医療保障コース 5口(入院給付金日額5,000円)
[病気・ケガによる入院給付金日額5,000円]
- ③医療費支援コース M型(男性)・M1型(女性)
[入院初期費用給付・手術給付等]
- ④3大疾病保障コース 300万円
[主契約:特定疾病保険金、死亡・高度障害保険金 300万円
7大疾病保障特約:7大疾病保険金 150万円
がん・上皮内新生物保障特約:がん・上皮内新生物保険金 30万円]
- ⑤長期休業補償コース 10コース
[保険金月額10万円]

制度名称	25歳の場合		35歳の場合	
	男性	女性	男性	女性
①家族年金コース	5,060円	3,060円	5,060円	3,060円
②医療保障コース	7,395円	7,395円	7,906円	7,906円
③医療費支援コース(男性:M型、女性:M1型)	3,800円	5,470円	4,460円	6,560円
④3大疾病保障コース	4,830円 ^(注1)	4,300円 ^(注2)	6,539円 ^(注3)	8,063円 ^(注4)
⑤長期休業補償コース	4,982円	3,967円	6,913円	7,777円
半年払合計保険料	26,067円	24,192円	30,878円	33,366円
(参考) 上記コースの保険料を月額に換算した 概算保険料	約4,345円	約4,032円	約5,147円	約5,561円

(注1) 主契約保険料:3,390円、7大疾病保障特約保険料:1,215円、がん・上皮内新生物保障特約保険料:225円
(注2) 主契約保険料:2,470円、7大疾病保障特約保険料:1,380円、がん・上皮内新生物保障特約保険料:450円
(注3) 主契約保険料:4,340円、7大疾病保障特約保険料:1,905円、がん・上皮内新生物保障特約保険料:294円
(注4) 主契約保険料:4,670円、7大疾病保障特約保険料:2,595円、がん・上皮内新生物保障特約保険料:798円

○25歳:平成13年4月1日、35歳:平成3年4月1日を生年月日として例示しております。

○上記加入例以外にご自身でコースを選択することもできます。

○家族年金コース・医療保障コースは1年ごとに収支計算を行ない剰余金が生じた場合には配当金を還付します。

○3大疾病保障コース、医療費支援コース、長期休業補償コースには配当金がありません。

○配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

○記載の家族年金コース、医療保障コースの保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締め切り後3ヵ月以内に算出し、概算保険料と異なった場合は正規保険料を適用させていただきます。
記載の医療費支援コース、長期休業補償コースの保険料は概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

○家族年金コース・医療保障コース・医療費支援コース・3大疾病保障コースは令和8年4月1日現在の保険年齢で、長期休業補償コースは令和8年4月1日現在の満年齢です。

保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例)保険年齢35歳=令和8年4月1日現在満34歳6ヵ月を超え満35歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

○記載の3大疾病保障コースの保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

○各コースでは、お支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。

○それぞれの保障内容、保険料等の詳細はパンフレットをご参照ください。

継続可能年齢について

令和8年度より共済定期保険事業は最長80歳まで継続可能となります。

※退職後も最長80歳まで継続可能です。なお、令和7年度より退職時の年齢に関係なく退職後継続が可能となっています。
ただし、退職時に継続して1年以上共済定期保険事業に加入(保険料を2回以上振替)していることが必要です。

継続可能年齢(更新可能年齢)^(注1)

家族年金コース^(※)

3大疾病保障コースおよび医療費支援コース

医療保障コース^(注2)

80歳

79歳

69歳

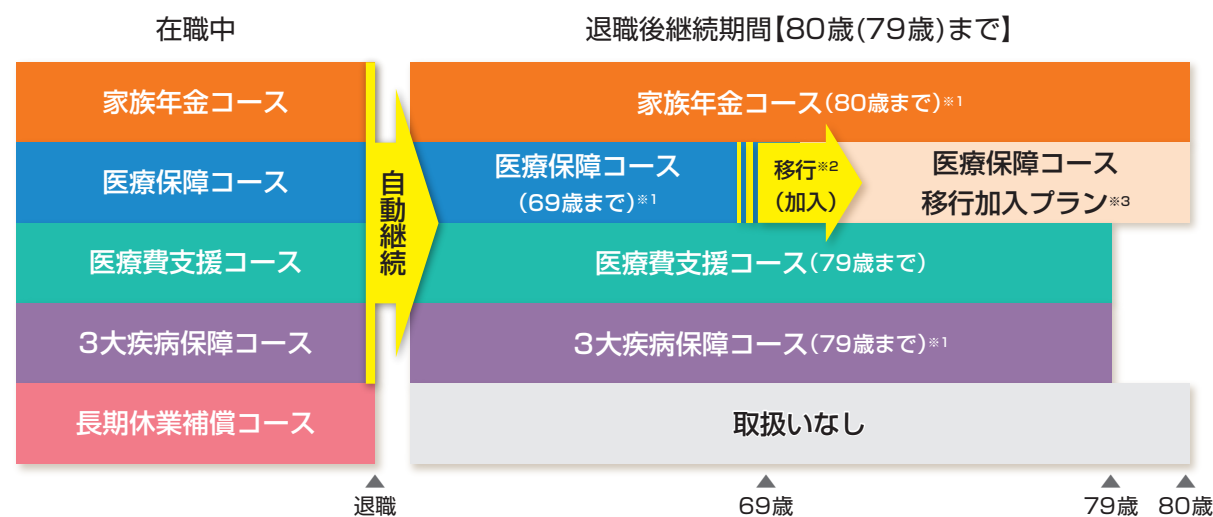
(※) 家族年金コースは、更新日(令和8年4月1日)現在、71歳から75歳の方が加入できる保険金額の上限は500万円(D型)、76歳から80歳の方が加入できる保険金額の上限は300万円(E型)となります。
このため、更新日に71歳となる方で、保険金額1,000万円以上の型(X型・Y型・A型・B型・C型)にご加入の場合、保険金額は500万円(D型)に変更となり、また、76歳となる方は保険金額は300万円(E型)に変更となります。同様に、更新日に76歳になる配偶者で、保険金額500万円に加入している場合は、保険金額が300万円に変更になります。(配偶者の保険金額は本人を超えてのお申し込みはできないため、本人の変更と併せて変更となる場合があります。)

(注1) 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢70歳=令和8年4月1日現在満69歳6ヵ月を超え満70歳6ヵ月まで。

(注2) 継続期間満了となる方で退職(脱退)日直前まで加入した方は、最長80歳満了の「医療保障コース移行加入プラン」へ移行加入が可能です。満了2ヵ月前ごろにご案内いたします。
「医療保障コース移行加入プラン」は、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

退職後のイメージ



^{*1} 家族年金コース、医療保障コース、3大疾病保障コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

家族年金コースの継続最高年齢は80歳で満了時年齢は81歳となります。
3大疾病保障コースの継続最高年齢は79歳で満了時年齢は80歳となります。
医療保障コースの継続最高年齢は69歳で満了時年齢は70歳となります。

^{*2} 継続期間満了となる方で退職(脱退)日直前まで加入した方は、最長80歳満了の「医療保障コース移行加入プラン」へ移行加入が可能です。満了2ヵ月前ごろにご案内いたします。

^{*3} 医療保障コース移行加入プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
医療保障コース移行加入プランの継続最高年齢は79歳で満了時年齢は80歳となります。

記載の保険商品について、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

【事務幹事会社】

明治安田生命保険相互会社 特定公法人業務推進部 特定公法人業務推進第二グループ

TEL:03-3283-3360(受付時間 9:00~17:00 除土日・祝日)